

なかの



Vol. 213

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>



新年賀詞交歓会

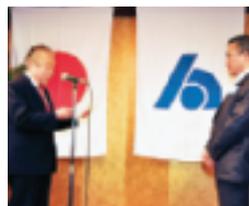
(平成29年1月12日(木) 於：中野サンプラザ)



矢島副会長



28年度納税功労者の皆様



謝辞：高野副会長



木村副会長



フォト・コンテスト入賞者



入賞作品(ロビー)



横山副会長



税の川柳コンクール入賞者



高野副会長



会長・副会長



会長とご来賓の皆様



~~~~~ 多くの皆様に参加して頂きました ~~~~~



山岡監事・斎藤監事と…



第9支部の皆様



第10支部の皆様



司会：宮治氏



太宰副会長



中締め(盛会裏に終了!)

## 中野区だより



1/4 中野区新年賀詞交歓会



1/18 中野区経済団体



1/24 中野区商店街連合会新年賀詞交歓会



中野法人会の

# 無料法律相談

お気軽にどうぞ!!

(まずはお電話を…)

実施日時：3/1(水)、4/12(水)、5/10(水)、6/9(金)、7/5(水)

13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)

TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当)佐藤・三國



## 掲 示 板 (3~5月行事予定表)



| 月 日      | 時 間     | 内 容                            | 会 場                     | 備 考                    |
|----------|---------|--------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 3月       | 2・3・14日 | 生活習慣病健康診断                      | 中野サンプラザ7F<br>研修室10・11号室 |                        |
|          | 3日(金)   | 11:00~12:30 広報委員会              | 法 人 会 館                 |                        |
|          | 7日(火)   | 10:30~12:00 公益事業委員会            | 法 人 会 館                 |                        |
|          | 8日(水)   | 13:00~14:00 女性部会・役員会           | 法 人 会 館                 |                        |
|          | 9日(木)   | 17:00~18:00 源泉研究部会・役員会         | 法 人 会 館                 | 終了後：懇親会                |
|          | 10日(金)  | 10:30~12:00 総務・組織委員会           | 法 人 会 館                 |                        |
|          | //      | 18:00~19:00 青年部会・役員会           | 法 人 会 館                 | 終了後：懇親会                |
|          | 12日(日)  | 8:50開会式 中野ランニングフェスタ2017        | 四季の森公園                  |                        |
|          | 13日(月)  | 10:30~12:00 税制税務委員会            | 中野サンプラザ20F<br>レニダニールーム  |                        |
|          | //      | 18:00~19:30 支部長・部会長懇談会 (常任理事会) | 法 人 会 館                 | 終了後：懇親会                |
|          | 14日(火)  | 10:30~12:00 厚生共益事業委員会          | 法 人 会 館                 |                        |
|          | 16日(木)  | 17:00~17:55 理事会                | 中野サンプラザ11F<br>アネモルーム    |                        |
|          | //      | 18:10~18:30 新入会員・特別研修会         | 中野サンプラザ11F              |                        |
|          | //      | 18:30~20:00 新入会員・特別交流会         | 中野サンプラザ11F<br>ブロッサムルーム  |                        |
|          | 4月      | 22日(水)                         | 13:30~15:30 決算法人説明会     | 西武信用金庫・本店8F            |
| 23日(木)   |         | 13:30~15:30 新設法人説明会            | 法 人 会 館                 |                        |
| 4日(火)    |         | 13:30~16:00 書き方説明会             | 法 人 会 館                 |                        |
| 5日(水)    |         | 14:00~15:00 女性部会・298回研修会       | 法 人 会 館                 |                        |
| //       |         | 15:00~15:30 女性部会・第36回定時総会      | 法 人 会 館                 | 終了後：懇親会                |
| 6日(木)    |         | 16:00~17:00 源泉研究部会・375回研修会     | 法 人 会 館                 |                        |
| //       |         | 17:00~17:30 源泉研究部会・第42回定時総会    | 法 人 会 館                 | 終了後：懇親会                |
| 7日(金)    |         | 10:30~12:00 総務・組織委員会           | 法 人 会 館                 |                        |
| //       |         | 13:30~15:00 監査会                | 法 人 会 館                 |                        |
| //       |         | 16:30~17:30 青年部会・463回研修会       | 法 人 会 館                 |                        |
| //       |         | 17:30~18:00 青年部会・第37回定時総会      | 法 人 会 館                 | 終了後：懇親会                |
| (7)・8・9日 |         | 9:30集合 第31回中野通り桜まつり            | 新井薬師公園                  | 7日：セレモニー               |
| 13日(木)   |         | 10:30~11:30 第5回中野税務懇談会         | 法 人 会 館                 |                        |
| 19日(水)   |         | 13:30~15:30 決算法人説明会            | 法 人 会 館                 |                        |
| 5月       |         | 21日(金)                         | 16:00~16:55 理事会         | 中野サンプラザ14F<br>ウレセントルーム |
|          | //      | 17:00~18:00 春の講演会 (法人会寄席・講談)   | 中野サンプラザ14F<br>ウレセントルーム  |                        |
|          | 11日(木)  | 15:30~16:15 (第1部)第6回通常総会       | 中野 サンプラザ<br>13F スカイルーム  |                        |
|          | //      | 16:15~16:25 ※(臨時理事会)           | 中野 サンプラザ<br>13F コスモルーム  |                        |
|          | //      | 16:30~17:30 (第2部)税務研修会         | 中野 サンプラザ<br>13F スカイルーム  |                        |
|          | //      | 17:30~18:00 (第3部)感謝状贈呈式        | 中野 サンプラザ<br>13F スカイルーム  | 終了後：懇親会                |
|          | 17日(水)  | 13:30~15:30 決算法人説明会            | 法 人 会 館                 |                        |
|          | 18日(木)  | 13:30~15:30 新設法人説明会            | 法 人 会 館                 |                        |

4月21日開催の『春の講演会 (法人寄席・講談)』は、同封の案内をご参照の上ご参加下さい。

### 3月号の目次 「新年賀詞交歓会が盛大に！」

2017 VOL.213

|                              |   |                              |       |
|------------------------------|---|------------------------------|-------|
| 新年賀詞交歓会 ……………                | 2 | 祝 辞 (鈴木所長) (田中区長) ……………      | 7     |
| (他団体) 新年会 ……………              | 2 | 税務署だより・都税だより ……………           | 8・9   |
| (お知らせ) 無料法律相談 ……………          | 2 | 知っとくと得情報 (税の豆知識) (山岡先生) ……   | 10・11 |
| 署長講演会 (福住署長) 『税と裁判』 ……………    | 4 | 行動する法人会 (税制改正提言) ……………       | 12    |
| 年頭所感 (宮島会長) ……………            | 5 | 中野区だより&お知らせ ……………            | 13    |
| 祝 辞 (福住署長) ……………             | 6 | 支部だより (女性部会) (源泉研究部会) (青年部会) | 14・15 |
| ANTENNA® 『中野ランニングフェスタ2017』 … | 6 | 新年賀詞交歓会 (大抽選会) ……………         | 16    |

● 表紙 (写真説明) …… 第15回フォト・コンテスト入賞 『お花がいっぱい』 (長野・五稜郭) ヤシマ教材 (株) 片岡 早苗氏

発行所 (公社) 中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp  
編集：広報委員会 印刷：友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

講演会

「税と裁判」

講師：中野税務署長 福住 豊様



講師の福住署長



1月12日、中野サンプラザにおいて「講演会」が行われました。

講師に、中野税務署長 福住 豊様を招聘して「税と裁判」と題して講演していただきました。

【はじめに】

本日は、「税と裁判」という演題で、課税処分を受けた場合に納税者の皆様にはどのような権利救済の仕組みがあるかというお話をしようと考えております。「裁判」というと、トラブル、事件、面倒であれば関わりたくないことなどと連想される方が多いと思いますが、皆様があまり経験することのない、遠い世界の話、訴訟の話今日は、裁判所の仕組みや裁判所でのやりとりなどを中心にご紹介できればと考えております。

【国の財政状況】

一応、税務署長講演会ですので、まずは国の財政状況からご説明します。年も改まり、財務省HPに平成29年度一般会計の政府予算案が公表されていますので、これをもとにお話しします。(以下略)

【税務行政の現状】

国税庁は、財務省の外局として主に税務行政を担う組織です。国税庁組織の中で税務署の職員が占める割合は8割に近いものであり、税務行政が納税者の皆様からどのような評価を受けるかは、もっぱら地域を担当する税務署の役割が大きいと思います。中野税務署の140名近い職員もこのことを自覚して日々の事務運営を行っているところです。

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ということですから、この申告納税制度を支える「納税環境の整備」と「適正・公平な税務行政の推進」という2つの柱は非常に大事です。この「納税環境の整備」の広報、租税教育について、いつも貢献していただいているのが、中野法人会を含む関係民間団体の皆様なのです。皆様の協力を得て、円滑な税務行政が行えるといっても過言ではないと思います。

ちなみに、もう一つの柱である「適正・公平な税務行政の推進」の中に、本日お話しする「権利救済」が含まれます。

【権利救済の概要】

課税処分を受けた場合の納税者の権利救済の仕組みは、大きく分けて、行政救済制度である「不服申立て」と司法救済制度である裁判所による「訴訟」があります。我が国では、不服申立てを経なければ訴訟ができないという不服申立前置主義を採用しています。

不服申立てには、税務署長等による簡易で迅速な「再調査の請求」と公正な第三者的機関である国税不服審判所による「審査請求」があり、納税者が、①「再調査の請求」を経て審査請求をするか、②直接、国税不服審判所への「審査請求」をするかは、納税者の選択になっています。

【不服申立てと訴訟の発生・処理状況等】(略)

【課税訴訟の概要】

国を当事者又は参加人とする訴訟は、法務大臣が国を代表する(権限法1条)と規定されており、課税処分の取消し等を求める訴訟もこれに該当します。したがって、課税処分の取消しを求める訴訟の場合は、処分を受けた納税者が「原告」となり、国(同代表者 法務大臣)が「被告」となります。なお、課税処分を行った税務署長は、「処分行政庁」として判決書に表記されます。

我が国の裁判所は、最高裁判所を頂点に、全国に8庁ある

高等裁判所、50庁ある地方裁判所及び家庭裁判所、それに全国438庁ある簡易裁判所で構成されています。課税訴訟の多くは行政訴訟であり、家庭裁判所や簡易裁判所では審理されず、地方裁判所で審理されます。

【裁判所法廷の様子・法廷の構造】(略)

【訴訟の流れ】

訴訟の類型として、私人間の生活関係に関する訴訟は「民事訴訟」といい、刑罰権以外の公権力の行使に関して生じる訴訟は「行政訴訟」、刑罰権の存否を確定する訴訟は「刑事訴訟」といわれています。課税処分の取消し等を求める訴訟(一般に「課税訴訟」とか「租税訴訟」といいます。)は「行政訴訟」に該当し、違法な税務調査により損害を受けたとするなどの国家賠償請求訴訟は「民事訴訟」に該当します。ちなみに 課税訴訟は行政訴訟になりますので、東京地方裁判所であれば行政部が担当することになります。

実際の訴訟の流れとしては、まず原告(納税者)から訴状(訴えの提起)が出て始まり、弁論主義という民事訴訟のルールに従って訴訟が進められることになります。弁論主義というのは、「当事者が主張しない事実を判決の基礎とすることはできない」とか、「当事者間に争いのない事実そのまま判決の基礎としなければならない」や、「当事者間に争いのある事実を認定する際には、当事者が申し出た証拠によらなければならない」とする裁判所が守らなければならないルールのことです。

裁判所では、当事者が法廷で議論する弁論期日において、お互いの主張と証拠、証人尋問等を経て、最後に、最終準備書面によってそれぞれの主張を補充して弁論が終結し、判決に至ります。

【判決による訴訟の終了、判決書の説明】、「上訴」(略)

【裁判事例】

最後になりますが、平成27年3月10日の最高裁判決を最近の裁判例としてご紹介します。この事件は、大阪市の元会社員男性がインターネットで大量かつ頻繁に購入した馬券の払戻金を申告せず脱税したとして所得税法違反の罪で起訴された刑事事件です。

この事件に関する課税処分の内容は、馬券の払戻金の課税に際し、その所得区分は「一時所得」か「雑所得」のいずれの区分によるべきか、というもので、この区分の違いによって、年間を通じた外れ馬券の購入費用までもが必要経費になるか否かが分かれるというものでした。

最高裁は、「(本件は、)馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に網羅的な購入をして、当り馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえる」として、本件のような事実関係の下では、一時所得ではなく、雑所得に該当する判断をしました。

この馬券の払戻金に関する課税は、この判決後も様々な事実関係の下での争いが生じており、課税処分が正当との判決が出ている一方で、処分不当との判決も出ています。今後とも注目すべき事件ではないかと思います。

参考として、ギャンブルに係る課税についてクイズを出題します。(内容省略)

最後に、本年が、皆様にとりまして良い年となりますことを祈念いたしまして、私の講演を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

# 新年賀詞交歓会



宮島会長の年頭の辞 平成29年1月12日(木) 中野サンプラザ

明けましておめでとうございます。  
います。

本日は、公益社団法人 中野法人会 新年賀詞交歓会に、税務署幹部・ご来賓の皆様、並びに会員・役員の皆様、お忙しい中ご参加いただき有難うございます。

皆様におかれましては、年末年始いかがお過ごしでしたでしょうか？

「法人会の会員減少が気になり、ゆっくり眠れませんでした」とは、なりません、穏やかな天気の中、お陰様でゆっくり過ごすことができました。

去年は、熊本地震や多数の台風が襲来し、各地に被害が出たりしました。また、政治では、小池都知事が誕生し、都民ファーストの政治を目指し改革が始まりました。

今年は、世界の動きが気になる年となりました、

アメリカのトランプ大統領の就任を始めとして、各国の政治の変化が気になります。国内も同様に小池都政の今後の動きや、7月22日任期満了となる「都議会議員選挙」の動向など、どのように変化していくのか大変気になります。また、中野区も中野駅周辺の再開発が進んでいくことになり、こちらも大変気になります。法人会としましても、地域経済団体として、関わるには参加して行きたいと考えています。

さて、昨年、年頭挨拶では会員の皆様に対して『「楽しめる・参加しやすい法人会」を目

指し、1年活動しましょう』とご挨拶いたしました。

一年を振り返ってみると、まず支部を強化・活性化する方向で、支援し活動して参りました。研修会では、主催支部・会員限定ではなく、他支部会員の参加も可能になり、今まで少なかった支部の横の交流が活発になりました。また、他団体との交流会も開催して、ネットワークの輪を広げる努力をして来ましたが、まだまだ十分とは言えませんが、少しずつ結果が出てきていると思います。

今年も、会員の皆様にご協力をいただき、様々な分野でチャレンジして行きたいと考えています。「楽しめる・参加しやすい法人会」を目指し活動して行きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

法人会では、組織強化につながる会員増強が必須です。本日もご参加の皆様が1社紹介していただければ、大きな成果に結びつくと思います。皆様におかれましても、1社紹介・勧誘することを今年の目標に掲げていただけて結果を出していただけるようお願い申し上げます。

今年、役員改選の年であります。私は、5月任期の区切りまで、さらなる発展を目指し活動していきたく思いますので、皆様方のご支援・ご協力宜しくお願い致します。

最後に、中野法人会のますますの発展と本日もご参加の皆様のご健勝並びにご事業の発展を祈念して私の挨拶とさせていただきます。



# 祝 辞



中野税務署  
福住 署長

明けましておめでとうございます。

第1部の講演会に際しましては、ご清聴いただきありがとうございます。

改めまして賀詞交歓会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

公益社団法人中野法人会の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、7月に中野税務署に赴任して早々に、鍋横祭りなどのイベントでの税金クイズの活況を目の当たりにし、その後の各種研修会、租税教室など、日頃からの皆様の一つひとつの地道な活動が正しい税知識の普及、納税道義の高揚に大きく寄与されていることが実感できました。

このような皆様の活動は、税務行政の円滑な運営に欠くことのできないものであり、今後とも、皆様には税の良き理解者として、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、年も改まり、まもなく確定申告の時期を迎えます。今年の確定申告の申告書作成会場は、昨年から場所が変わり、新たにJR新宿駅新南エリアの「ルミネゼロ」で2月16日より四谷税務署、新宿税務署と共に3署合同で開設することとなりました。この期間は中野税務署では申告書作成・相談会場はありませんので、私どもは合同会場の変更も含め、周知・広報に努めて参りますが、法人会の皆様におかれましても地域の皆様への周知等にご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、平成28年分の確定申告からは、マイナンバー制度により、個人番号の記載や本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となってまいります。このマイナンバー制度への対応も、税務署では大きな課題と認識しておりますので、マイナンバー制度への対応につきましても皆様のご協力を得て乗り越えていきたいと考えております。是非ともご支援をよろしくお願いいたします。

結びにあたり、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



川村副会長



~~~~~ ご来賓の皆様 ~~~~~

~~~~ 役員の皆様 ~~~~



(団体賞) 都税事務所より



各種：受彰の賞状



~~~~ 第2部・会場風景 ~~~~

ANTENNA by NakanoHoujinkai 38



▶ランニングフェスタ2017



~~~~~ 昨年の様子 ~~~~~

## 祝 辞



中野都税事務所  
鈴木 所長

皆さん、明けましておめでとうございます。

ただいまご紹介いただきました中野都税事務所長の鈴木でございます。

本日はお招きいただき、誠にありがとうございます。

旧年中は、宮島会長をはじめ役員及び会員の皆様方には、東京都の税務行政及び中野都税事務所の事務運営等に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、日ごろから納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められるとともに、その幅広い啓発活動を通じて、地域社会に貢献されていることに、心から敬意を表する次第でございます。

また、地方税の電子申告制度「エルタックス」の普及促進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都は先月「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を策定しました。本プランを基に、安全・安心・元気なまちづくり、誰もがいきいきと活躍できる環境の整備、世界に開かれ成長を続ける都市の実現を目指し、平成29年度からの4年間、東京の重要な課題に集中的に取り組んでまいります。

東京都主税局はこれらの施策を推進し、サービスの一層の向上が図れるよう、全力で都税収入の確保に取り組んでまいります。また、先月平成29年度税制改正大綱が発表されましたが、中小企業者等を対象とした、生産性向上設備を取得した際の固定資産税償却資産の課税標準額減額措置や、自動車取得税・自動車税のエコカー減税などを継続し、引き続き税制面から支援してまいります。

今月末は、固定資産税償却資産の申告書の提出期限でございます。昨年度から償却資産のご申告の際には、マイナンバーの記載をお願いしております。エルタックスの電子申告と合わせまして、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

中野都税事務所職員一同、本年も親切できめ細かい対応に心がけ、適正かつ公平な税務行政に推進してまいりたいと存じます。

結びにあたり、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝、更なるご活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



田中 区長

皆様、新年明けましておめでとうございます。

こういう場で誠にそぐわないのですが、先ず、一言お詫びをさせていただきますと思っております。大変申し訳ない記事が、新聞テレビ等に出て、ご心配ご迷惑をお掛けしたと思っております。

強制わいせつ事件で逮捕された元臨時職員職が、職務で扱っていた区の住民情報システムから、個人情報をも不正に盗み見ていたものです。こうしたことが今後再び起きることのないように、原因究明と対策に万全を期して参ります。

法人会の皆様、日頃様々なイベントで、税の知識普及啓発ということで、工夫されながら税の知識の普及、税金クイズなど、色々な地域の行事でお会いをいたします。

また、地域活動の場面でも駅周辺のクリーンキャンペーンとか本当に様々に活動されている様子を拝見していて、本当に素晴らしい活動だなと感心しております。

また、先ほどの表彰ではお受けになられた皆様、本当におめでとうございます。税務関係の表彰だけではなくて親睦交流という意味で「フォトコンテスト」とか「税の川柳コンクール」など、幅広い活動の中で親睦交流を深めながら区民全体の中に税知識の普及啓発を広めていくという素晴らしい活動をされている法人会に本当に心から敬意を表しますと共に税をしっかりと集めさせて頂いて、使わせて頂く立場から感謝を申し上げたいと思っております。

中野区は今年年度の予算を編成しているところですが、個人の収入につきましては、中野は人口が増えているものですから、納税義務者数が増え、平均の所得の額も増えました。そういう中で税を少し強めに見ることができております。先ほどらいお話がありましたように、トランプ大統領の誕生、またヨーロッパなど様々な国での選挙もあるということで、今年はどういうことが起きてくるか分からないと思っております。緊張感を持ってそしてこれまで続けてきた様々な街づくり或いは地域包括ケア体制を作っていく、区の仕組みをしっかりと前進をさせていく1年にして参りたいと思っております。

結びでございますが法人会の益々のご発展とお集まりの皆様のご健勝ご多幸をこころから祈念いたしましてご挨拶いたします。本日はおめでとうございます。

## 税務署だより

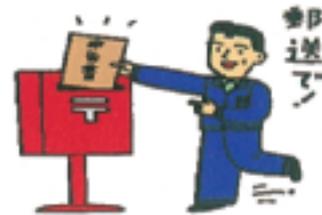
# 確定申告のお知らせ

- 確定申告書等作成コーナー（国税庁ホームページ：www.nta.go.jp）  
申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です。  
**作成した申告書は、印刷して郵送で提出できます。**



自宅でらくらく！  
自動計算で計算誤りなし！！

税務署へ郵送提出  
手続き終了！



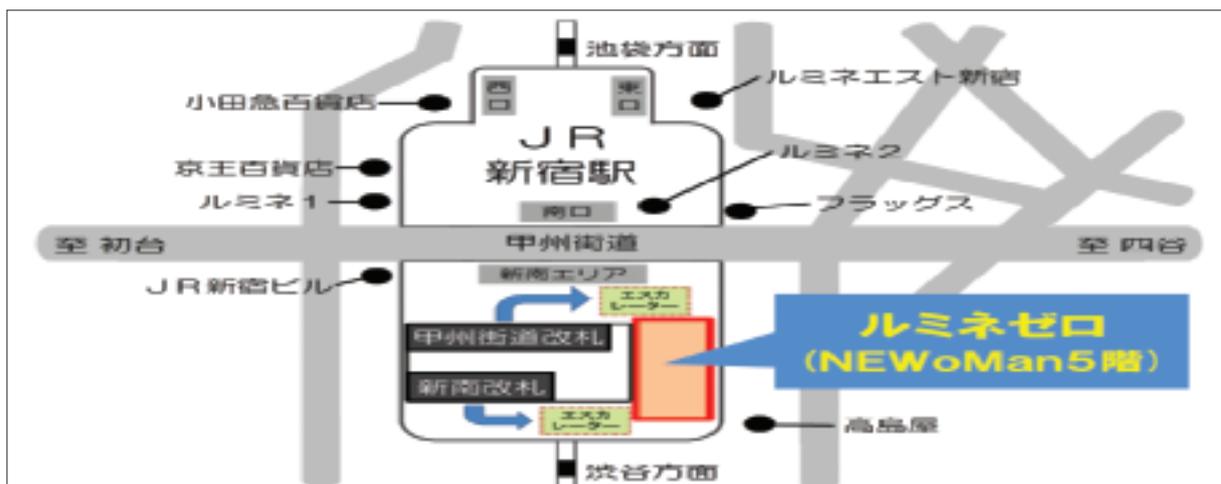
〒164-8566 中野区中野4丁目9番15号  
中野税務署

- 申告書作成会場

| 開設期間                | 会場                   | 所在地                                       | 時間                        |
|---------------------|----------------------|-------------------------------------------|---------------------------|
| 2/16(木)<br>～3/15(水) | LUMINE 0<br>《ルミネ ゼロ》 | 【JR新宿駅直結】<br>渋谷区千駄ヶ谷5-24-55<br>NEWoMAN 5F | 8:30～16:00<br>(相談は9:15から) |

(注) 土曜日、日曜日は開設しません。ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開設します。

【案内図】



JR新宿駅新南エリア直結  
甲州街道改札を出て右折、または、新南改札を出て左折  
エスカレーターで5階へ



**税務署内に申告書作成・相談会場はありません。**

# 税 務 署 だ よ り

## 平成29年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
  - 1 昭和62年4月2日から平成8年4月1日生まれのもの
  - 2 平成8年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - (1) 大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者
    - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込手続
  - 1 インターネット申込み **(原則、インターネット申込みとなります。)**
    - (1)受付期間 平成29年3月31日(金)9時～平成29年4月12日(水) [受信有効]
    - (2)受験案内(インターネット申込用)交付期間 平成29年2月1日(水)～平成29年4月12日(水)9時～17時(土・日及び祝日を除く)
    - (3)受験案内(インターネット申込用)交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)  
※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
  - 2 インターネット申込みができない場合(受験申込書を郵送又は持参)
    - (1)受付期間 平成29年3月31日(金)～平成29年4月3日(月) [平成29年4月3日(月)までの通信日付印有効]
    - (2)受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付期間 平成29年2月1日(水)～平成29年4月3日(月)9時～17時(土・日及び祝日を除く)
    - (3)受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
- ◇ 試験日
  - 第1次試験 平成29年6月11日(日)
  - 第2次試験 平成29年7月12日(水)～平成29年7月19日(水)のうち指定された日時

※詳細については、お気軽に中野税務署総務課(TEL 03-3387-8111 内線204)までお尋ねください。



# 都 税 だ よ り



中野都税事務所

## 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現行、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

|         | 法人事業税・地方法人特別税・法人住民税                                                                                     | 事業所税(23区内)                                     | 固定資産税(償却資産)(23区内) |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------|
| 電子申告    | ○ 予定申告<br>○ 確定申告<br>○ 清算確定申告<br>○ 中間申告<br>○ 均等割申告<br>○ 修正申告 など                                          | ○ 納付申告<br>○ 修正申告<br>○ 免税点以下申告<br>○ 事業所用家屋貸付等申告 | ○ 償却資産申告          |
| 電子申請・届出 | ○ 法人設立・設置届出<br>○ 異動届出<br>○ 中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請<br>○ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請<br>○ 法人税に係る連結納税の承認等の届出 など | ○ 事業所等新設・廃止<br>○ 事業所税減免申請<br>○ みなし共同事業に関する明細   | —                 |
| 電子納税    | ○ 本税の納付<br>○ 加算金の納付<br>○ 見込納付(確定申告分のみ)<br>○ 延滞金の納付                                                      | ○ 本税の納付<br>○ 加算金の納付<br>○ 延滞金の納付                | —                 |

### ＜利用手続きについてのお問い合わせ＞

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>  
※平日 8時30分～24時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

エルタックス 検索

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459(左記の電話がつかない場合:03-5500-7010)  
※平日 9時～17時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

### ＜申告内容や納税についてのお問い合わせ＞

#### 【電子申告、電子申請・届出】

- 新宿都税事務所(法人事業税・地方法人特別税・法人住民税・事業所税) ☎ 03-3369-7151
- 中野都税事務所(固定資産税(償却資産)) ☎ 03-3386-1118

#### 【電子納税】

- 中野都税事務所 徴収管理班 ☎ 03-3386-0649



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



平成28年度税制改正で創設され、前号(212号)で紹介しました「セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)」ですが、国民の75%の人がまだこの税制を知らないと先日のニュースは伝えていました。

厚生労働省は、この特例措置を利用するよう周知に努めていますが、セルフメディケーション税制による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできませんし、実際に申告する場合は、所得控除を受ける人が、定期健康診断かインフルエンザ予防接種、市町村のがん健診などを受けていなければならないといった条件があります。

そこで今回の「知っとくと得情報」は前号に引き続き、再度、セルフメディケーション税制について説明することといたしました。

### 従来の医療費控除制度とは

1 従来の医療費控除制度は、1年間(1月1日から12月31日)に自己負担した医療費が、自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の分を合わせて「合計10万円」を超えた場合、確定申告をすることにより、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。

2 医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額です。

《算式》医療費控除の対象となる金額＝実際に支払った医療費の金額－保険金などで補てんされる金額－10万円(注)

(注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額の5%の金額  
ただし、医療費控除の対象となる金額が200万円を超える時は200万円が上限となります。

3 医療費控除を受けるための手続きは、医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄の税務署に提出する必要があります。

### セルフメディケーション税制とは

1 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組(注1)」を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定の「スイッチOTC医薬品(注2)」の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円)について、確定申告をすることにより、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される特例制度です。

(注1)

一定の取組とは、①特定健康診査(いわゆるメタボ検診などが該当)、②予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症及びインフルエンザの予防接種などが該当)、③定期健康診断(いわゆる事業主健診)、④健康診査(いわゆる健康診査であり、保険事業や健康増進事業として行われる人間ドックなどが該当)、⑤がん検診(市町村が行う乳がん、子宮がん検診などが該当)のいずれかを受けている者となっています。一定の取組の証明には、発行される「領収書」または「結果通知表」の提出が必要です。

(注2)

スイッチOTC医薬品とは、元来、医療用医薬品(処方薬)として使われていた有効成分が、有効性や安全性に問題がないと判断され、薬局で店頭販売できる市販薬に転用(スイッチ)されたものをいいます。「OTC」は「Over The Counter」の略であり、医師の処方箋なしに町の薬局のカウンター越しで売られる薬を意味します。

対象となる医薬品の薬効の例としては、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などです。

2 医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額です。

$$\text{《算式》本特例による医療費控除額（最高限度額：8万8千円）} = \text{支払ったスイッチOTC医薬品等購入費の額} - \text{1万2千円}$$

### 従来の医療費控除が得か特例の新税制が得か

特例制度の申告で使える市販薬の購入額には、10万円までという限度（1万2千円を超えて購入した場合に、1万2千円を超えた部分の金額（上限金額8万8千円））があります（**健康診断や予防接種代等は含みません**）。それを超えた場合は、病院などの医療機関での領収書と合算して「従来の医療費控除」により申告できますが、**セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による所得控除と、従来の医療費控除とを同時に利用することはできません**。

（具体例）

例えば、病院に支払った領収書が7万円、特例制度で使えるレシートが5万円分あった場合、どちらで申告すると得になるか計算してみます。

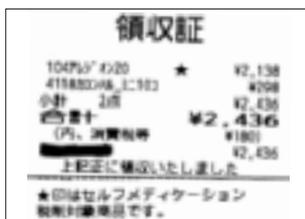
→合計金額は12万円ですが、従来の医療費控除で申告した場合、控除できるのは10万円を超える部分なので2万円です。特例制度では、病院に支払った医療費の領収書は使えませんが、5万円から1万2千円を引いた3万8千円が控除に使えることになり、新制度で申告した方が得になります。つまり、合計額ではなく、控除の対象となる金額2万円と3万8千円の差を考慮するのがポイントとなります。

### OTC医薬品かどうかの確認

OTC医薬品かどうかは、商品棚の表示、パッケージのマークやレシートの印字で確認できます。



←共通識別マーク



←レシート（★印）



### 「菰（こも）巻き」

菰（こも）は藁（わら）を粗く編んだ「むしろ」のこと。マツカレハなどの害虫から守るために、松の幹に菰を巻きつけること。春になって、菰をはずすことを「菰はずし」と呼ばれています。江戸時代から伝わる害虫駆除の方法ですが、実際には効果がなく、冬の風物詩として行っていることが多いようです。

### 3月の税務と労務

- ・国税／平成28年分所得税の確定申告  
2月16日～3月15日
- ・国税／個人の青色申告の承認申請 3月15日
- ・国税／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- ・国税／2月分源泉所得税の納付 3月10日
- ・国税／個人事業者の28年分消費税の確定申告  
3月31日
- ・国税／1月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）  
3月31日
- ・国税／7月決算法人の中間申告 3月31日
- ・国税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）  
3月31日
- ・地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告 3月15日

### 4月の税務と労務

- ・国税／3月分源泉所得税の納付 4月10日
- ・国税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）  
5月1日
- ・国税／8月決算法人の中間申告 5月1日
- ・国税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）  
5月1日
- ・地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月17日
- ・地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付  
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
4月1日～4月20日  
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- ・地方税／軽自動車税の納付  
4月中において市町村の条例で定める日
- ・労務／労働者死傷病報告（1月～3月分）  
5月1日

# 行動する法人会

## —平成29年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成29年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

### 自 民 党

予算・税制に関する政策懇談会  
10月20日

財政・金融・証券団体委員長 **牧島かれん** 氏

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 山口 泰明氏 | 井上 信治氏 | 土井 亨氏  |
| 吉野 正芳氏 | 奥野 信亮氏 | 土屋正忠氏  |
| 神田 憲次氏 | 石崎 徹氏  | 大野敬太郎氏 |
| 小倉 将信氏 | 中谷 真一氏 | 黄川田仁志氏 |
| 中山 展宏氏 | 藤原 崇氏  | 築 和生氏  |
| 山田 賢司氏 | 山田 美樹氏 | 長峯 誠氏  |
| 松川 るい氏 | 他      |        |



### 公 明 党

財政・金融部会団体ヒアリング  
11月14日

財政・金融部会長 **上田 勇** 氏



中野法人会は、11月に長妻・松本衆議院議員、田中区長、北原議長に提言書を送付しました。

### 財 務 省

10月27日

財務副大臣 **木原 稔** 氏



左から 木原財務副大臣、柳田税制委員長、横山専務理事

### 民 進 党

財政・金融部会団体ヒアリング  
11月9日

ネクスト・財務・金融大臣 **大塚 耕平** 氏  
古川 元久氏 白 眞勲氏 古賀 之士氏



### 国 税 庁

表敬訪問 12月5日

長官 **迫田 英典** 氏 次長 **飯塚 厚** 氏



右中央 迫田国税庁長官、右奥 飯塚次長  
左奥から 柳田税制委員長、池田会長、横山専務理事

# 中野区だより



1/30 (於：野方区民ホール) 中野区社会福祉協議会 平成28年度顕彰式 (第5支部の斉藤様・中野フレール合唱団)

## NAKANOPURA+ 特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会 (ナカノプラプラ) です

平成22年、中野区の呼びかけにより情報通信技術やコンテンツを中心とする都市型産業を活用した地域振興を目指し、中野法人会の会員を含む情報通信サービス事業者、コンテンツ事業者、学校関係者らによる情報連絡会が始まりました。

この連絡会を母体として、平成24年に東京都の認可を取得、特定非営利活動法人中野コンテンツネットワーク協会 (ナカノプラプラ) として、現在まで様々な事業を行っております。

ナカノプラプラは情報通信技術・コンテンツ関連の事業者、教育機関、支援機関、行政機関等の間にネットワークを構築し、相互の連携を図ることによって価値の創造・創発を生みだし、さらなる地域経済の発展に貢献するとともに、地域の利便性向上、賑わい創出に資するための事業を展開していこうとするものです。

おかげさまで、平成28年度は関連4団体による中野区

産業振興推進機構 (ICTCO) の運営の他、年間を通しての情報配信イベント、各種交流会、産業交流展への出展、さらに音楽イベント、大学合同文化祭への後援等、多岐にわたる事業を行うことができました。

年を追うごとに会員、および賛同頂ける方々も増え、活発なイベントを行うことが出来るようになったナカノプラプラ。本年も区内諸団体との連携を深め、地域交流事業、情報リテラシー向上活動、現代文化研究事業、協業推進・産業クラスター化事業、地域活性化検討事業を進めてまいります。

ナカノプラプラの今後の取組みに一層のご注目、応援をよろしくお願いいたします。

中野区グローバル戦略推進協議会の基幹団体のひとつ、中野区産業振興推進機構は、中野法人会も会員である特定非営利活動法人中野コンテンツネットワーク協会と、他3社により運営されています。

## 活発な社会貢献活動を展開!!

### 2017 中野区成人のつどい

(1月9日 於：サンプラザホール)



会場のサンプラザ前

ご来賓の皆様

祝辞：田中区長

中野駅前で「祝・餅つき大会」が…



晴れ着が素敵です!

祝：イベント

実行委員の皆様

『第31回中野通り桜まつり』に参加予定  
桜満開、晴天、無事故で大成功で!  
(平成29年4月7・8・9日 於：新井薬師公園)

#### ◆「公益社団法人・第五回通常総会」開催ご案内◆

- 1. 日時：平成29年5月11日(木) 第一部「通常総会」(午後3時30分～) 13F スカイルーム  
午後3時より受付 第二部「税務研修会」(午後4時30分～) 13F スカイルーム  
午後3時30分開会 第三部「感謝状贈呈式」(午後5時30分～) 13F スカイルーム
- 1. 会場：中野サンプラザ 第四部「懇親パーティー」(午後6時～) 13F コスモルーム

# 部会だより

## 《女性部会》

### ◆チャリティクリスマスの夕べ◆ (於：ウェストフィフティード・日本閣)



～ ～ ～ ～ 12月1日「女性部会主催：クリスマスの夕べ」多くの皆様にご参加して頂きました ～ ～ ～ ～

## 《源泉研究部会 第373回研修会》並びに

### ◆『新年初顔合わせ会』を開催◆ ～平成28年度分・確定申告について～



12月8日：役員会を開催(於：日本閣) ～皆様、真剣に～

『第373回研修会』が、1月11日、法人会館において開催されました。始めに、安藤部会長より挨拶があり、次いで中野税務署個人課税・福間上席より「サラリーマンの確定申告について」説明して頂きました。



安藤部会長 講師：福間上席

## 《青年部会 第458回研修会》

### ◆基本に忠実に…!!◆ ～租税教室・講師養成研修～



～参加された皆様全員が講師候補です～

12月9日、『第458回研修会』が法人会館で行われました。講師に、渋谷税務署広聴官・木村尊子氏を招聘して、「租税教室・講師養成研修」をして頂きました。初めての方も多く参加して頂き大盛況でした。



新井部会長 講師：木村広聴官

### ◆「ゴルフコンペ」を開催◆ (12月19日 於：西武園ゴルフ場)

18名が参加して、熱戦が展開されました。  
優勝：矢島友伸  
準優勝：金 今鋪  
3位：柴野直樹



さあ！優勝目指して…



全員でハイポーズ！



優勝の矢島氏

### ◆「新年初顔合せ会」を開催◆ (1月20日 於：ウェストフィフティード・日本閣)

冒頭、新井部会長は年頭の抱負を熱く語り、青年部会は素晴らしいスタートをきりました。



新井部会長 宮島会長 矢島副会長 横山副会長 木村副会長



副部会長の皆様



～～～ 終始和やかに～～～

## 活発な社会貢献活動を展開!!

### 青年部会独自で“租税教室”を実施!

12月10日 (区立大和小学校)



応援して頂いた皆様



~~~~~ 講師：新井氏    アシスタント：根本様&滝口氏 ~~~~~

12月10日 (区立向台小学校)



応援して頂いた皆様



~~~~~ 講師：柴野氏    アシスタント：米持氏&竹下氏 ~~~~~

12月10日 (区立江古田小学校)



応援して頂いた皆様



~~~~~ 講師：滝口氏    アシスタント：山田様&根本様 ~~~~~

1月14日 (区立江原小学校)



~~~~~ 講師：根本様    アシスタント：安田氏&新井氏 ~~~~~



1月14日 (区立谷戸小学校)



応援して頂いた皆様



~~~~~ 講師：米持氏    アシスタント：山田様&柴野氏・竹下氏 ~~~~~

1月14日 (区立桃園第二小学校)



応援して頂いた皆様



~~~~~ 講師：滝口氏    アシスタント：吉永氏&根本様・安田氏 ~~~~~

# 大抽選会, 喜びの笑顔・・・

